

よくある質問

1. 「医療従事者等慰労奈良市プレミアム付商品券交付事業」とはどのような事業ですか。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、市内の医療機関（病院、診療所（歯科診療所を含む。））に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労として奈良市プレミアム付商品券を交付する事業になります。

2. 交付額はいくらですか。

1人当たり10,000円分の商品券を交付します。なお、交付方法については、申請のあった医療機関へ対象人数分をまとめて送付させていただきますので、医療機関から対象者へ交付していただくことになります。

3. 「患者と接する」医療従事者や職員とは。

例えば、患者の診療に従事したり、受付、会計等の窓口対応を行う職員は原則、該当します。また、医療機関内で患者に何らかの対応を行う職員等は、勤務実態等から該当する者と考えられます。一方、テレワークのみの勤務や患者との対応がない場合は該当しないと考えられます。

※「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の考え方に準じています。

4. 「患者と接する」の「患者」とは。

新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）に限らず、他の疾病による患者も含まれます。

※「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の考え方に準じています。

5. 「医療従事者や職員」には、正社員、非常勤、パート、アルバイト、派遣労働者等、雇用形態等により限定されますか。また、委託業者の職員も対象となりますか。

医療従事者は、医師や看護師のほか臨床工学技士等の技師等も含まれます。医療従事者や職員は雇用形態等による限定はありません。委託業者の職員であっても医療機関における勤務内容によって対象となります。

※「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の考え方に準じています。

6. 対象となる委託業者の職員とは具体的にどのような方ですか。

一般的には、医療機関内での受付や会計などの医療事務、患者搬送といった業務は対象となる場合が多いと考えられます。一方、医療廃棄物処理、設備や機器の保守点検などは一般的に対象になりにくいと考えられます。

しかし、①患者との接触を伴い、かつ、②継続して提供が必要な業務である場合に対象と

なるので、各医療機関の実態に応じて判断いただきますようお願いいたします。

※「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の考え方に準じています。

7. 派遣労働者や委託業務の職員の申請はどのようにすればいいですか。

医療機関からまとめて申請いただきますようお願いいたします。

※「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の考え方に準じています。

8. 医療機関を既に退職している場合の申請は。

原則として、勤務されていた医療機関を通じて申請してください。勤務していた医療機関を通じての申請が難しい場合は、奈良市医療政策課（0742-93-8392）までご連絡ください。

9. 奈良市民でなくても対象となりますか。

対象の医療従事者や職員の居住地は問いません。

10. 申請書はどこで入手することができますか。

奈良市のホームページからダウンロードすることができます。

(<https://www.city.nara.lg.jp/site/coronavirus/84664.html>)

